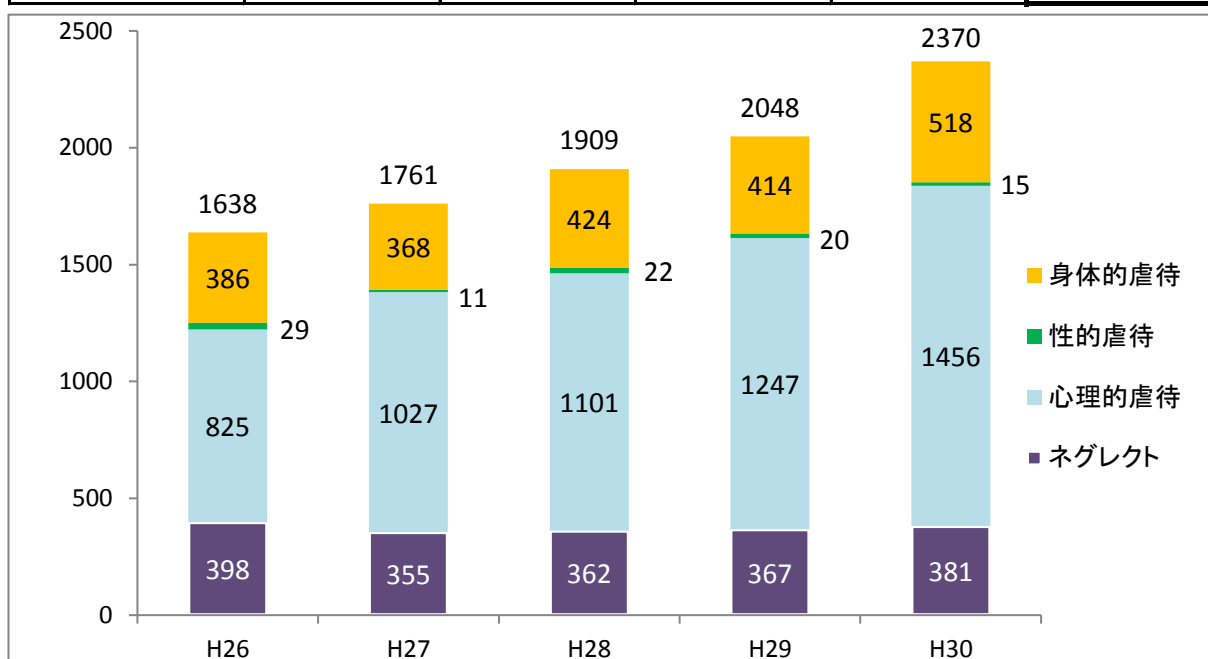


## 1 児童虐待相談対応件数及び虐待の種別

児童虐待 相談対応件数		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長野県	件数	1,638	1,761	1,909	2,048	2,370
	対前年度比	120.6%	107.5%	108.4%	107.3%	115.7%
全国	件数	88,931	103,286	122,575	133,778	-
	対前年度比	120.5%	116.1%	118.7%	109.1%	-

虐待の種別		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体的 虐待	件数	386	368	424	414	518
	構成比	23.6%	20.9%	22.2%	20.2%	21.9%
性的 虐待	件数	29	11	22	20	15
	構成比	1.8%	0.6%	1.2%	1.0%	0.6%
心理的 虐待	件数	825	1,027	1,101	1,247	1,456
	構成比	50.4%	58.3%	57.7%	60.9%	61.4%
ネグレクト	件数	398	355	362	367	381
	構成比	24.3%	20.2%	19.0%	17.9%	16.1%
(合計)		1,638	1,761	1,909	2,048	2,370



県内児童相談所における児童虐待相談対応件数は、2,370件で、対前年度比322件(15.7%)の増加となりました。7年連続で増加し、平成2年度に統計を取り始めて以来、過去最多を更新しています。

相談対応件数が増加している理由として、

- ①児童虐待に関する認識が高まり、関係機関や県民が虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに児童相談所へ通告するという意識が高くなっていること
- ②家庭の養育力の低下や家庭の経済状況等により、子育てが孤立化し、その負担感などが虐待という形で発生しやすくなっていること

等が考えられます。

また、虐待の種別では、心理的虐待が1,456件で最も多く、対前年度比209件(16.8%)増加しており、身体的虐待は518件で前年度比で104件(25.1%)増加しています。心理的虐待及び身体的虐待が増加している理由として、児童がいる家庭での配偶者や児童に対する暴力事案について、警察からの通告が増加していること等が考えられます。

## 2 相談の経路及び対応の内容

相談の経路		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童本人	件数	8	14	13	18	31
	構成比	0.5%	0.8%	0.7%	0.9%	1.3%
家族親戚	件数	231	230	185	234	226
	構成比	14.1%	13.1%	9.7%	11.4%	9.5%
近隣知人	件数	82	95	113	83	171
	構成比	5.0%	5.4%	5.9%	4.1%	7.2%
福祉事務所	件数	191	131	175	235	90
	構成比	11.7%	7.4%	9.2%	11.5%	3.8%
市町村	件数	309	342	314	300	366
	構成比	18.9%	19.4%	16.4%	14.6%	15.4%
児童福祉施設	件数	78	90	51	59	53
	構成比	4.8%	5.1%	2.7%	2.9%	2.2%
警察	件数	393	588	768	857	975
	構成比	24.0%	33.4%	40.2%	41.8%	41.1%
医療機関	件数	66	47	39	32	61
	構成比	4.0%	2.7%	2.0%	1.6%	2.6%
学校・教育委員会	件数	247	204	230	205	366
	構成比	15.1%	11.6%	12.0%	10.0%	15.4%
その他(*)	件数	33	20	21	25	31
	構成比	2.0%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%
(合計)		1,638	1,761	1,909	2,048	2,370

\*「その他」は、児童委員、里親など

相談対応の内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設入所	件数	51	61	72	76	60
	構成比	3.1%	3.5%	3.8%	3.7%	2.5%
里親等委託	件数	9	5	11	14	22
	構成比	0.5%	0.3%	0.6%	0.7%	0.9%
面接指導	件数	1,506	1,629	1,768	1,904	2,214
	構成比	91.9%	92.5%	92.6%	93.0%	93.4%
その他(*)	件数	72	66	58	54	74
	構成比	4.4%	3.7%	3.0%	2.6%	3.1%
(合計)		1,638	1,761	1,909	2,048	2,370

\*「その他」は、児童福祉司による指導等

相談の経路では、近年警察からの件数が増加し、平成30年度は975件で対前年度比118件(13.8%)の増加となりました。以下、市町村、学校・教育委員会の366件、家族親戚の226件と続いています。

対応の内容としては、ほとんどが面接指導(助言や在宅での支援)であり、全体の93.4%となっています。児童を家庭から離す必要が生じる前に、市町村等地域の関係機関が連携して子どもやその保護者にきめ細やかに関わり支援する重要性がさらに増えています。

### 3 主な虐待者及び虐待を受けた児童の年齢

主な虐待者		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実父	件数	614	778	824	870	1,014
	構成比	37.5%	44.2%	43.2%	42.5%	42.8%
実父以外の父親	件数	81	84	189	121	137
	構成比	4.9%	4.8%	9.9%	5.9%	5.8%
実母	件数	904	837	835	990	1,165
	構成比	55.2%	47.5%	43.7%	48.3%	49.2%
実母以外の母親	件数	8	10	17	12	13
	構成比	0.5%	0.6%	0.9%	0.6%	0.5%
その他 (*)	件数	31	52	44	55	41
	構成比	1.9%	3.0%	2.9%	2.3%	1.7%
(合計)		1,638	1,761	1,909	2,048	2,370

\*「その他」は、母の内縁の夫、親族(祖母、おば)など

虐待を受けた児童の年齢		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0～3歳未満	件数	279	309	335	371	398
	構成比	17.0%	17.5%	17.5%	18.1%	16.8%
3歳～学齢前児童	件数	376	426	499	529	414
	構成比	23.0%	24.2%	26.1%	25.8%	17.5%
小学生	件数	563	596	648	689	836
	構成比	34.4%	33.8%	33.9%	33.6%	35.3%
中学生	件数	271	274	303	296	417
	構成比	16.5%	15.6%	15.9%	14.5%	17.6%
高校生その他 (*)	件数	149	156	124	163	305
	構成比	9.1%	8.9%	6.5%	8.0%	12.9%
(合計)		1,638	1,761	1,909	2,048	2,370

\*「その他」は、中学校を卒業した者等

主な虐待者は、実母が1,165件(49.2%)で最も多くなっています。次いで実父が1,014件(42.8%)、実父以外の父親が137件(5.8%)となっています。

虐待を受けた児童の年齢では、小学生が836件と最も多く、全体の35.3%を占めており、次いで未就学児童(0～3歳未満と3歳から学齢前児童の合計)が812件(34.3%)となっています。

(資料2)

## ○配偶者等からの暴力(DV) 相談件数

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
DV相談件数(*)	2,000	1,408	1,513	1,592	1,658
対前年度比	83.4%	70.4%	107.5%	105.2%	104.1%

※件数は、相談(電話・面接)の延件数

\*女性相談センターを含む配偶者暴力相談支援センター(3所)、県保健福祉事務所(10所)、女性相談員が配置されている市福祉事務所(13市)が受け付けた相談件数の合計

配偶者等からの暴力による相談件数は、1,658件で対前年度比 66件(4.1%)の増加となりました。平成30年度、女性の権利意識が向上したことに加え、女性相談員設置市が2市増加し相談窓口が増加したこと等が考えられます。

(資料3)

## ○児童虐待・DV24時間ホットライン 相談件数

	相談種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度比
児童関係	児童虐待	169	173	149	132	172	130.3%
	養育	141	140	116	85	121	142.4%
	その他(*1)	633	664	760	565	696	123.2%
	小計	943	977	1025	782	989	126.5%
女性関係	DV被害	93	44	41	56	58	103.6%
	夫婦問題	39	49	23	33	30	90.9%
	親族の暴力	14	13	27	6	12	200.0%
	その他(*2)	372	220	58	42	47	111.9%
	小計	518	326	149	137	147	107.3%
その他(*3)	137	310	474	139	88	63.3%	
合計		1,598	1,613	1,648	1,058	1,224	115.7%

\*1は、「児童相談所に直接連絡を取りたい」などの取り継ぎ等

\*2は、親族関係、近隣関係、友人関係の相談等

\*3は、無言電話、問い合わせ電話等(H28年度まで)。H29年度からは問い合わせ電話等(無言電話を除く)。

電話受付総数は1,224件で対前年度比 166件(15.7%)の増加、児童関係は989件で対前年度比 207件(26.5%)の増加、女性関係は147件で対前年度比 10件(7.3%)の増加となっています。その内、児童虐待に関するものが172件、DV被害に関するものが58件となっています。

H29年度から無言電話・間違い電話を計上していないため、H28からH29は総件数が大幅に減少しています。

(資料4)

## ○被措置児童等虐待の状況(児童福祉法第33条の16の規定による公表)

1 法に基づき、県が対応した件数  
2件

## 2 事案の状況及び法に基づき県が講じた措置

事案の状況	<p>1. 児童養護施設において、職員の指示を聞き入れない児童に対し、ネックウォーマーを引っ張るなど不適切な指導を行った。</p> <p>2. 里親家庭において、児童の帰宅が遅くなったため、指導をしたところ反発されたため児童に手をあげた。</p>
措置の内容	口頭・文書による指導